

議案第 1 号

加西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

加西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例

加西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

階級	勤務年数						
	5 年以上	10 年以上	15 年以上	20 年以上	25 年以上	30 年以上	35 年以上
	10 年未満	15 年未満	20 年未満	25 年未満	30 年未満	35 年未満	
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239, 000	344, 000	459, 000	594, 000	779, 000	979, 000	1, 079, 000
副団長	229, 000	329, 000	429, 000	534, 000	709, 000	909, 000	1, 009, 000
分団長	219, 000	318, 000	413, 000	513, 000	659, 000	849, 000	949, 000
部長及び 班長	204, 000	283, 000	358, 000	438, 000	564, 000	734, 000	834, 000
団員	200, 000	264, 000	334, 000	409, 000	519, 000	689, 000	789, 000

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(審議資料)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 394 号）が令和 7 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35 年以上」の区分を加えるため、所要の改正を行うもの。